

六ヶ所高等学校の活性化推進に係る支援を求める意見書

青森県教育委員会は、平成 29 年 7 月 20 日付けで、「青森県高等学校教育改革推進計画（第 1 期実施計画）」を公表し、社会環境の急速な変化や少子化による生徒数の更なる減少などへ対応するため、適正な学校規模・配置の見直しと統廃合を含めた再編整備を進めてきたところでございます。同推進計画では、1 学年の標準規模を 4 学級以上としていることから、統廃合の対象校になるであろう地域では高等学校の存続に対する不安や計画の見直しを求める声が高まっています。

六ヶ所高等学校は、むつ小川原開発計画の進展に伴い地域の中核を担う人材の確保と育成を図るための拠点として昭和 53 年に開校し、以来、40 有余年の長きに渡り、地域の教育の向上と本村の持続的な発展に大きく貢献して参りました。また、この間本村では、スクールバスの運行や大学進学率向上を図るために多額の財政支援を行ってきたところであります。

第 1 期実施計画において、六ヶ所高等学校は、地域校として位置づけられたことにより地域と一体となった学校運営が求められていることから、地域社会の理解と魅力ある学校づくりを目指した教育環境の整備に取り組んできたところであり、地域における教育機関としての使命を十分に果たしているものと考えています。

一方では、多様化する社会環境や少子化などの影響により他地域と同様に一定規模の生徒数を確保するため、村外へのスクールバスの運行等を行っているものの、地域校としての存続すら危ぶまれる事が想像に難くない状況であり、生徒の進路選択と学ぶ場を狭めるだけでなく、地域社会への影響も懸念されるところです。

よって、六ヶ所高等学校設立の目途に鑑み、生徒の安定確保の観点から、以下に掲げる事項について取り組むよう要望します。

1. 六ヶ所村の特性を考慮した総合学科（エネルギー専門コース等の新設）への再編を検討すること。
2. 六ヶ所高等学校の活性化を推進するための具体策の検討を行うこと。
(募集定員 70 名と 2 学級編成の維持)

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 3 年 7 月 2 9 日

青森県知事 三村 申吾 様

六ヶ所村議会議長 高橋 文雄

六ヶ所高等学校の活性化推進に係る支援を求める意見書

青森県教育委員会は、平成29年7月20日付けで、「青森県高等学校教育改革推進計画（第1期実施計画）」を公表し、社会環境の急速な変化や少子化による生徒数の更なる減少などへ対応するため、適正な学校規模・配置の見直しと統廃合を含めた再編整備を進めてきたところでございます。同推進計画では、1学年の標準規模を4学級以上としていることから、統廃合の対象校になるであろう地域では高等学校の存続に対する不安や計画の見直しを求める声が高まっています。

六ヶ所高等学校は、むつ小川原開発計画の進展に伴い地域の中核を担う人材の確保と育成を図るための拠点として昭和53年に開校し、以来、40有余年の長きに渡り、地域の教育の向上と本村の持続的な発展に大きく貢献して参りました。また、この間本村では、スクールバスの運行や大学進学率向上を図るために多額の財政支援を行ってきたところであります。

第1期実施計画において、六ヶ所高等学校は、地域校として位置づけられたことにより地域と一体となった学校運営が求められていることから、地域社会の理解と魅力ある学校づくりを目指した教育環境の整備に取り組んできたところであり、地域における教育機関としての使命を十分に果たしているものと考えています。

一方では、多様化する社会環境や少子化などの影響により他地域と同様に一定規模の生徒数を確保するため、村外へのスクールバスの運行等を行っているものの、地域校としての存続すら危ぶまれる事が想像に難くない状況であり、生徒の進路選択と学ぶ場を狭めるだけでなく、地域社会への影響も懸念されるところです。

よって、六ヶ所高等学校設立の目途に鑑み、生徒の安定確保の観点から、以下に掲げる事項について取り組むよう要望します。

1. 六ヶ所村の特性を考慮した総合学科（エネルギー専門コース等の新設）への再編を検討すること。
2. 六ヶ所高等学校の活性化を推進するための具体策の検討を行うこと。
(募集定員70名と2学級編成の維持)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 3年 7月29日

青森県教育委員会

教育長 和嶋 延寿 様

六ヶ所村議会議長 高橋 文雄